



	1/11		
	内 閣 印	國 土 建 設 省	大 藏 印

国 土 建 第 3 1 4 号
平成 28 年 1 月 9 日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



工事請負契約書及び履行保証等の当面の取扱いについて

国土交通省では、平成 28 年 1 月 9 日、当分の間、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項について別紙 1（以下「当面の取扱い」という。）のとおり取り扱うこととしたところ。また、他の公共発注機関に対しても当該取扱いについて周知したところであり、今後、同様の取扱いがなされることが見込まれる。

公共工事等の契約に当たっては、会計法等において、発注者に対する契約保証金の納付や、これに代わるものとして、金融機関等による公共工事履行保証や履行保証保険、前払金保証事業会社による契約保証等（以下「履行保証等」という。）が必要とされているが、上述の当面の取扱いに基づき契約が締結される場合、履行保証等についても当該契約の内容に対応したものであることが求められる。

については、貴団体におかれても、下記の内容について、傘下の建設企業に対して周知徹底をお願いする。

なお、履行保証等における対応に関し、一般社団法人日本損害保険協会並びに一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会及び一般社団法人全国信用組合中央協会並びに前払保証事業会社に対し別紙 2 のとおり通知を発出しているところである。

記

- 1 公共工事等の契約の際には、契約書のうち違約金に係る条項について、当面の取扱いを踏まえたものであるか否かを確認すること
- 2 契約書に関し履行保証等を受ける際には、当該契約の内容に対応したものであるか否かを確認すること

事務連絡
平成28年11月9日

各地方整備局 総務部 契約課長 殿
北海道開発局 事業振興部 工事管理課長補佐 殿

大臣官房地方課 課長補佐
北海道局予算課 課長補佐

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金
に係る工事請負契約書等の当面の取扱いについて

破産法（平成16年法律第75号）等に基づく解除により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合の違約金については、当分の間、工事請負契約書等を下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（工事請負契約書の一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊の工事請負契約書の一部を次のように改正する。

第46条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第49条第3項及び第8項中「第46条」の下に「又は第46条の2第2項」を加える。

(土木設計業務等委託契約書の一部改正)

- 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊の土木設計業務等委託契約書の一部を次のように改正する。

第42条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第46条第1項、第2項、第5項第1号及び第7項中「第42条」の下に「又は第42条の2第2項」を加える。

(建築設計業務委託契約書の一部改正)

- 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊の建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

第42条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第46条第1項、第2項及び第4項中「第42条」の下に「又は第42条の2第2項」を加える。

（建築工事監理業務委託契約書の一部改正）

- 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）別冊の建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

第32条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第32条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第36条第2項中「第32条」の下に「又は第32条の2第2項」を加える。

（発注者支援業務等委託契約書の一部改正）

- 5 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）の一部を次のように改正する。
- 第44条の2第2項及び第3項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第48条第3項第1号及び第5項中「第44条」の下に「又は第44条の2第2項」を加える。

<p>(発注者の解除権) 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p>	<p>一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 二 その責めにより工期内に完成しないとき又は工期経過後相手に見込を設置する場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>三 当第10条第1項掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>四 当第10条第2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>五 六 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、その責めにより工事の支店若しくはその代表者を以て同一の業者であると認められる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>七 当第10条第3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>八 当第10条第4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>九 当第10条第5号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>十 当第10条第6号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	
<p>(発注者の解除権) 第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p>	<p>一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 二 その責めにより工期内に完成しないとき又は工期経過後相手に見込を設置する場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>三 当第10条第1項掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>四 当第10条第2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>五 六 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、その責めにより工事の支店若しくはその代表者を以て同一の業者であると認められる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>七 当第10条第3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>八 当第10条第4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>九 当第10条第5号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	<p>十 当第10条第6号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解除することができる。</p>	
<p>(契約が解除された場合等の違約金) 第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。</p>	<p>一 前条の規定によりこの契約が解除された場合 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合</p>	<p>三 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p>	<p>一 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人 二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人 三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</p>	<p>四 第1項の場合(前条第6号の規定により契約保証金が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>五 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>六 第1項第2号から第4号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>七 第1項第5号から第7号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>八 第1項第8号から第10号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>(解除に伴う措置) 第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。</p>

第49条 発注者は、この契約が解除された場合には、出資形部の引渡しを部分に発上、当該検査に合格したとし、当該引渡しを受けることを認めて検査又は復査にかかる費用は、受注者の負担とする。前項の場合において、代金がある程度破いて、相応する者は、必要が最小限の場合においては、該部品を全部を返すことができる。

る。第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金がおこったときは、当該部分払をもとに前払金の額を控除した後、残額を受注者に支拂う。この場合、前払金の額を控除した後、残額を受注者に支拂う。

第4項の受注者は、この契約が解除されると、当該貸与品は、原状に復して返還する。又は、工事の実行が不可能な場合は、工事の実行を終了する。又は、工事の実行が不可能な場合は、工事の実行を終了する。

第49条 発注者は、この契約が解除された場合には、出来形部分を検査の受に上、当該検査に合格した部分及び部分引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けるとし、当該引渡しを支払わなければならぬ。この場合において、出来形部分を最小限度破壊して検査又は検査前項の場合において、検査又は費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があるたどときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしたものと同項前段の出来形部分に相応なる額に相当する額であるときは、当該部分払をした前払金の額を償却した後、受注者は、この日からこれを解除する。）の規定による前払金があるたどときは、当該前払金の額を計算して、その余剩額に前払金の支払いの割合で計算した額の利息を受注者に返す。

(発注者の解除権)	
第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができない。	(発注者の解除権) 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができない。 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 三 管理技術者を配置しなかつたとき。 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 五 第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 六 受注者が共同企業体であるとときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の場合は、その者を、受注者が法人である場合役員等(受注者が個人である場合はその支店若しくはそ時建設の号において同じ。)が次の場合にはその者を、受注者が法人である場合は役員等(受注者が個人である場合はその支店若しくはそ時建設の号において同じ。)が暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。	(発注者の解除権) 第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合
2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。	(契約が解除された場合等の違約金) 第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 一 受注者に於いて破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人 二 受注者に於いて更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人 三 受注者に於いて再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により選任された再生債務者等
3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充當することができる。	(解除に伴う措置) 第3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充當することができる。

2 前項の規定にかかるわらす。この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定に
より既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3)において、
該前払金の額(第37条の規定による部分引渡し)を前条第3項における場合と
して準用金の額(第37条の前払金の支拂料から控除する額)とする。この場合は、
既履行部分委託料からあるときは、第42条又は第42条の2第2項の規定による
前払金による解除に応じては、当該余剰額に前払金の割合で計算した額の利息を付した額を、
その規定に応じては、当該余剰額に前払金による解除了かなければならぬ。
第43条又は第44条の規定による場合においては、当該余剰額を返還の日
から受領の日までに応じては、当該余剰額を返還の日から受領の日までに応じては、
第43条又は第44条の規定による場合においては、当該余剰額を返還の日から受領の日までに応じては、

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を返還しなければならない。この場合には、代品を納めなければならぬときは原状に復して返還し、又は過失により滅失又は毀損したときは返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4. 受注者は、この業務に規定する他の物件を譲り受けた場合に、該業務の実行部による検査に合格した後第3項の規定による取扱いを受ける。前項においては、第2項の規定による取扱いが該業務の実行部による検査に合格した後第3項の規定による取扱いと同一である。

5. 受注者は、この業務に規定する他の物件を譲り受けた場合に、該業務の実行部による検査に合格した後第3項の規定による取扱いを受ける。前項においては、第2項の規定による取扱いが該業務の実行部による検査に合格した後第3項の規定による取扱いと同一である。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する費用等 受注者が負担する。

第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において進用する場合を含む。）の規定による前払金があつたときは、受注者は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡し額を計算していときは、その部分引渡しに付した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの利息を付した額の割合で計算した額の前払金の額を、当該前払金の額を登録した登注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらす、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定に
より既履行部分の引渡しが行なわれる場合においては、当該前払金の額をもつて
該前払金の額(第37条の規定による部分引渡し額)を控除するものとする。この場合におい
ては、当該余剰額に前計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規
定による解消にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、該貸与品等を返還しなければならない。該貸与品等を発注者に返還しに遅失又は滅失により賠償を受けたときは、代品を納めなければならぬ。該貸与品等が受注者の故意又は過失による原状に復して返還し、又は返還しない。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受注者が負担す
る。

6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せぬ、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行なうことができる。この場合においては、受注者は、受注者が負担する業務の出来形部分をは、うことは取片付けに付けるべきである。
7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、こ
とに係るものを除く。

の契約の解除が第42条又は第42条の2第2項によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聽いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

の契約の解除が第42条によるときは発注者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聽いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

新	旧
<p>（発注者の解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>二 前2号に掲げてあることとができないとき。</p> <p>三 の目的を達成する場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約に認められるとき。</p> <p>四 受注者（受注者が個人であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が法人である場合はその支店若しくは常時建設工事等の業務に従事する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第77号（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力團員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>2 発注者は、受注者が、第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（契約が解除された場合等の違約金）</p> <p>第42条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。</p> <p>一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p> <p>二 受注者にについて破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項の場合（前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて第1項の違約金に充当することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用</p>	<p>（発注者の解除権）</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>二 管理技術者を配置しなかつたとき。</p> <p>三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約に認められるとき。</p> <p>四 受注者（受注者が個人である場合はその支店若しくは常時建設工事等の業務に従事する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力團員」という。）であると認められるとき。</p> <p>2 発注者は、受注者が、第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p> <p>（契約が解除された場合等の違約金）</p> <p>第42条 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合にはにおいては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間までに支払わなければならぬ。</p> <p>3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間までに支払わなければならぬ。</p> <p>4 第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された場合にはにおいて、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第46条 この契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用</p>

する場合を含む。) の規定による前払金があつたときは、受注者は、第42条又は第42条の2第2項の規定により部分引渡しをしていて、その部分引渡しに応じ年2.8ペーセントの規定による解除には該前払金の支払いの日から返還日の日数に当該前払金で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3における部引渡し)の規定による前払金があつた場合は、その部分引渡しに応じ年2.8ペーセントの規定による解除には該前払金の支払いの日から返還日の日数に当該前払金で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

3 該貸与品等を受注者に返還したときは、この契約が解除された場合には、該貸与品等を受注者に返還したときは、当該前払金の支払いの日から返還日の日数に応じ年2.8ペーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。この契約が解除された場合には、該貸与品等を受注者に返還したときは、当該前払金の支払いの日から返還日の日数に応じ年2.8ペーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等によるときには第42条又は第42条の2第2項によるときには第44条の規定によるときには受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の意見を聴いて定めるものとする。

する場合を含む。) の規定による前払金があつたときは、受注者は、第42条の規定による部分引渡しに応じて、その部分引渡しに付した前払金の額を控除した前払金に応じ年2.8ペーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条(第37条の3における部引渡し)の規定による前払金があつた場合は、その部分引渡しに応じ年2.8ペーセントの規定による解除には該前払金の支払いの日から返還日の日数に当該前払金で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

3 該貸与品等を受注者に返還したときは、この契約が解除された場合には、該貸与品等を受注者に返還したときは、当該前払金の支払いの日から返還日の日数に応じ年2.8ペーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除には該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等によるときには第42条又は第42条の2第2項によるときには第44条の規定によるときには受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の意見を聴いて定めるものとする。

<p>(発注者の解除権) 32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 一 その責めによるべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 二 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約を解消することができる。 三 前2号に達成することができないとき。 四 受注者の目的を達成する場合(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の一に該当するとき。 イ 受注者が法人である場合(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の一に該当するとき。 ロ～ト (略) 2 発注者は、受注者が、第34条第1項の規定によらぬいでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p>	<p>(発注者の解除権) 32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 一 その責めによるべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 二 管理技術等を配置したとき。 三 前2号に達成することができないとき。 四 受注者の目的を達成する場合(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の一に該当するとき。 イ 受注者が法人である場合(受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次の一に該当するとき。 ロ～ト (略) 2 発注者は、受注者が、第34条第1項の規定によらぬいでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。</p>
<p>(契約が解除された場合等の違約金) 32条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。 一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合 三 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p>	<p>(契約が解除された場合等の違約金) 32条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。 一 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合 三 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</p>
<p>一 受注者により破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人 二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された財人 三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</p>	<p>4 第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>
<p>3 第1項の場合(前条第1項第4号の規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。</p>	<p>(解除に伴う措置) 36条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、第36条</p>

は、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合には、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条又は第32条の2第2項によるときは発注者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受注者が定めるものとし、前項後段に規定する注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

は、当該貸与品等を発注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条によるときは発注者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聽いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

（下線部分が改正部分）

新	旧
<p>(発注者の解除権)</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>六 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下の号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロヘト (略)</p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>五 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>六 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合はその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下の号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロヘト (略)</p>

(契約が解除された場合等の違約金)

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第15号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法

2 前項の規定により契約が解除された場合には、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しならなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第36条に規定する検査に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他物件(第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第44条又は第44条の2第2項によるときは受注者が負担し、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行なうことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44条の2第2項によるときは発注者が定め、第45条又は第46条の規定により受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しならなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第36条に規定する検査に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他物件(第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならぬ。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第44条によるとときは受注者が負担し、第45条又は第46条によるとときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行なうことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができるず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条によるとときは発注者が定め、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。